

標題

UR S25 (Rev.1)の実施日

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0535
発行日 2003年6月27日

各位

IACS 理事会は 2003 年 6 月 10 - 12 日の第 47 回会合で統一規則 UR S25 (Rev.1)と関連する UR S11 及び UR S17 の改正を 2003 年 7 月 1 日以降建造契約を行ったバルクキャリアに適用することを決定しました。

ClassNK はこれらの統一規則を 2003 年 7 月 1 日から実施することに基本的に合意しましたが、規則化の手続き上必要な期間を考慮しこれらの統一規則をひとまとめにして 2004 年 1 月 1 日から強制要件として実施する予定です。

しかし、ClassNK は、関連の規則を強制要件として実施する 2004 年 1 月 1 日までの間、船主及び造船所に対して 2003 年 7 月 1 日以降取り交わすバルクキャリアの建造契約書にこれらの要件に適合する旨記載することを推奨します。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)
本部 管理センター
船体部 もしくは 業務部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2017 (船体部)
03-5226-2040 (業務部)

Fax: 03-5226-2019 (船体部)
03-5226-2039 (業務部)

E-mail: hld@classnk.or.jp (船体部)
bnd@classnk.or.jp (業務部)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。